

契約の基礎知識

日常生活において私たちはいろいろな契約を結んでいます。食品を購入する、アパートを借りる、スマートフォンを購入するなど、契約には様々な種類があり、ルールがあります。

契約とは？

① 「契約」は事業者と消費者の意思が一致することで成立します

「買います」という消費者と「売ります」という事業者の意思が一致したときに契約は成立します。なお、契約書がなくても口頭（口約束）だけでも契約は成立します。



② 「契約」は一方的に取り消せません

一旦「契約」が成立すると、消費者と事業者双方に「権利」と「義務」が発生します。そのため、消費者、事業者のどちらか一方の都合で、勝手に契約を取り消すことはできません。

消費者

- ・商品（サービス）を受け取る権利
- ・代金を支払う義務



事業者

- ・代金を受け取る権利
- ・商品（サービス）を引き渡す義務



③ 「契約」をやめる（解約する）ことができる場合

- ◆ 相手が解約することに同意したとき
- ◆ 虚偽の説明を受けた、強迫により契約した場合など、契約の内容や契約成立の過程に問題があったとき
- ◆ 未成年者（18歳未満）が保護者に無断で契約したとき
- ◆ 成年被後見人※ 等が契約したとき
- ◆ 法律でクーリング・オフが認められているとき など

※精神上的の障害により判断能力を欠く常況にある者として、家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者



クーリング・オフ



フィッシング詐欺

フィッシング詐欺とは、**実在する企業などを装った電子メールを送りつけたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、クレジットカード番号、アカウント情報（ユーザID、パスワード）といった重要な情報を盗み出す行為のこと**を言います。

最近では電子メールだけでなく、スマートフォンへSMS使ってフィッシングサイトに誘導する手口が増えています。

出典：総務省『国民のためのサイバーセキュリティサイト』を加工して作成
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/enduser/enduser_security01_05.html



これらの手口に引っかけられないための対策として、以下のような点に注意しましょう。

- メールやSMSに書かれたURLをむやみにクリックしない。
- 心当たりのある内容であった場合でも、必ず正規のホームページなどからアクセスし直す。
- **金融機関、クレジットカード会社、宅配業者、国の機関、通販サイト**などの名称で送信されてきたメールやSMSで、少しでもおかしいと感じたら**その機関のホームページで注意喚起の情報を確認する**。



定期購入について



ホームページやSNS上で表示される広告で、「**初回無料**」「**初回限定●●%オフ**」「**お試し価格**」という言葉につられて、「**お試し**」「**一回のみ**」のつもりで申し込んだら、**実際は複数回の商品購入が条件の定期購入だった**というトラブルが多発しています。

不要なトラブルを避けるために、申し込む際には以下のような点を十分に確認しましょう。

《 購入の際の注意点 》

- **1回限りの購入か、もしくは継続的な購入が条件となっているか**を申し込む前に確認しましょう。
- 継続的な購入が条件であった場合、**購入回数が定められているかどうか**確認しましょう。
- **支払総額がいくらになるか**確認しましょう。
- **解約や返品が可能かどうか**、またその条件や方法が明記されているか十分に確認しましょう。
- **最終確認画面のスクリーンショット（画面の撮影）**を保存しておくようにしましょう。



国立市消費生活センターのご案内

商品の購入やサービスを受けた時などのトラブルについてお気軽にご相談ください。

- ◆ 場所：国立市役所1階21番 まちの振興課内
- ◆ 時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～12:00、13:00～16:00

- ◆ 相談方法：原則電話
- ◆ 相談費用：無料

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則お電話でのご相談にご協力をお願いいたします。



土日祝日は
消費者ホットライン
(いやや)
局番なし **188** に
10:00～16:00

☎ **042-576-3201** (直通)